

石綿含有廃棄物処理マニュアルの改正と 産業廃棄物処理業の取扱いについて

令和5年2月



新潟県環境局資源循環推進課

マニュアル改正（令和3年3月、環境省）の概要

○ 石綿含有の仕上塗材及び下地調整塗材（以下、石綿含有仕上塗材等）

- ・ 施工時の工法によらず普通物の石綿含有産業廃棄物と明記
- ・ 除去時の工法により汚泥（石綿含有産業廃棄物（普通物））に該当するものがあることを明記
- ・ 収集運搬、処分の方法を改正

○ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種

- ・ 収集運搬、処分の方法を改正



石綿含有仕上塗材



けい酸カルシウム板第1種

排出時・収集運搬時の取扱い方法の変更 (追加的な措置)

1 石綿含有仕上塗材等

(1) 排出時

ア **耐水性のプラスチック袋で二重にこん包すること**

イ こん包の前に固型化、薬剤による湿潤化を行うことが望ましい

(2) 収集運搬時

ア 排出時の二重こん包のまま運搬すること

2 けい酸カルシウム板第1種

こん包して廃棄物が露出しないように収集運搬すること



袋の例



二重こん包の例

処分時の取扱い方法の変更

○ 汚泥（石綿含有産業廃棄物）を処分できる施設

- ・ 遮断型最終処分場（県内にはなし）
- ・ **管理型最終処分場**
- ・ 石綿含有産業廃棄物の熔融施設（県内にはなし）

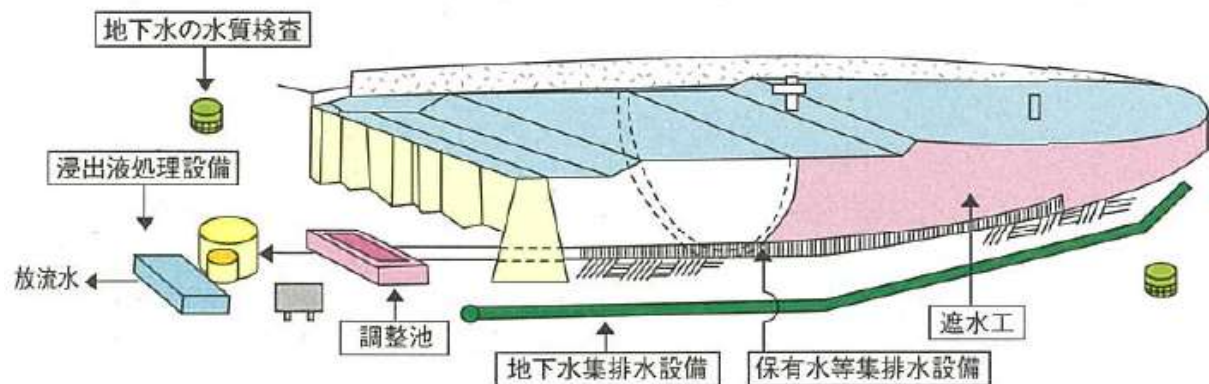
注1）廃石綿等ではありませんが、汚泥に該当するため安定型最終処分場では処分することができません

注2）石綿含有仕上塗材等であっても、汚泥に該当しない工法で除去された場合は、安定型最終処分場でも処分することができます。

○ 最終処分時の追加的な措置

- ・ 袋又は容器等に入れたまま埋立てを行うこと
- ・ 重機等により袋又は容器等を破損しないように留意すること
- ・ 転圧する場合は、重機が直接埋立対象物の上に乗ることのないよう覆土した後に行うこと

管理型最終処分場



県の取扱い変更について

- 令和3年6月7日付け通知
「石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改正に伴う取扱いの変更について」
- 主な内容
 - 一部工法により除去された**石綿含有仕上塗材等を特別管理産業廃棄物（廃石綿等）から普通物の石綿含有産業廃棄物に変更**
 - **石綿含有産業廃棄物の種類に汚泥を追加**
 - 一部の産業廃棄物処理業者に対する経過措置を設けた
 - 県条例に基づく特定アスベスト廃棄物処理計画届（報告）は、石綿含有仕上塗材については不要とした



廃棄物処理の委託契約を締結する際は、
廃棄物の種類にご注意ください

県の石綿含有仕上塗材に係る廃棄物の区分の変更

廃棄物の種類	吹付工法で施工された石綿含有仕上塗材	吹付以外の工法で施工された石綿含有仕上塗材
変更前	特別管理産業廃棄物 ・ 廃石綿等	普通物 ・ がれき類 ・ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
変更後	全て普通物の石綿含有産業廃棄物 ・ 一部の工法※で除去されたものは、汚泥 ・ それ以外の工法により除去されたものは、がれき類又はガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	

※高圧水洗工法、剥離剤併用による除去、グラインダーケレン工法等で泥状や粉状の状態ですべて除去されるものが該当。

除去工法の例

- ① 水洗い工法
- ② 手工具ケレン工法
- ③ 集じん装置併用手工具ケレン工法
- ④ 高圧水洗工法（15MPa 以下、30～50MPa 程度）
- ⑤ 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa 以下、30～50MPa 程度）
- ⑥ 超高压水洗工法（100MPa 以上）
- ⑦ 集じん装置付き超高压水洗工法（100MPa 以上）
- ⑧ 超音波ケレン工法（HEPA フィルター付き掃除機併用含む）
- ⑨ 剥離剤併用手工具ケレン工法
- ⑩ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa 程度）
- ⑪ 剥離剤併用超高压水洗工法（100MPa 以上）
- ⑫ 剥離剤併用超音波ケレン工法
- ⑬ ディスクグラインダーケレン工法
- ⑭ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
- ⑮ その他（上記の工法と同等以上の効果を有する工法）

「建築物等の解体等に係る石綿暴露防止及び石綿飛散漏えい防止対策
徹底マニュアル（令和3年3月、厚生労働省、環境省）」より

高圧水洗工法（④～⑦）、剥離剤を用いる工法（⑨～⑫）、電気グラインダー
等を使用する工法（⑬、⑭）で除去され泥状や粉状のものは汚泥（石綿含有産
業廃棄物）に該当

収集運搬業者への経過措置

次回の許可更新まで、汚泥（石綿含有産業廃棄物）を扱える
収集運搬業者

(1) 産業廃棄物収集運搬業の**いずれかの廃棄物の種類で、石綿含有産業
廃棄物の許可を持つ**収集運搬業者

(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の**廃石綿等**の許可を持ち、
かつ

産業廃棄物収集運搬業許可（石綿含有産業廃棄物を除く）を持つ収集
運搬業者

※なお、令和3年8月末までは、特別管理産業廃棄物収集運搬業の廃石綿等の許可のみ取得している収集運搬業者でも汚泥（石綿含有産業廃棄物）を扱えるとしていたが、令和3年9月1日以降は、汚泥（石綿含有産業廃棄物）を扱える**産業廃棄物収集運搬業許可**を新たに要するものとしている。

許可証の例

許可番号 01523123456

産業廃棄物収集運搬業許可証

新潟県長岡市〇〇町□□12番地3
株式会社 新潟廃棄物
代表取締役 新潟 太郎

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であること証する。
新潟県知事 花角 英世 印

許可の年月日 令和 3年7月16日
許可の有効年月日 令和10年7月15日

許可期限

1 事業の範囲
・収集・運搬(積替え・保管を除く)
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(以上、石綿含有産業廃棄物を含む。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況
・新規許可年月日 平成28年7月16日
・更新許可年月日 令和 3年7月16日

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

事業範囲のいずれかの種類が「石綿含有産業廃棄物を含む」であれば、経過措置の対象(汚泥が含まれていなくても可)

処分業者への経過措置

次回の許可更新まで、汚泥（石綿含有産業廃棄物）を扱える
処分業者

- (1) **管理型最終処分場**を有し、産業廃棄物処分業のいずれかの廃棄物の種類で、石綿含有産業廃棄物の許可を持つ処分業者
- (2) 特別管理産業廃棄物処分業の廃石綿等の許可を持ち、
かつ
産業廃棄物処分業許可（石綿含有産業廃棄物を除く）を持つ処分業者

注意事項

- ・ 契約する工事については、改正内容を踏まえ対応願います。
- ・ 今回のマニュアル改正に係る対応は、都道府県によって取扱いが異なる場合があります。
- ・ 県外で収集運搬、処分を行う際は、搬出先の自治体における取扱い状況を確認してください。

参考：汚泥（石綿含有産業廃棄物）の性状



(1) 高圧水洗工法により
除去されたもの



(2) 剥離剤併用により
除去されたもの



(3) グラインダーケレン工法
により除去されたもの

出典：令和2年度石綿含有廃棄物等処理マニュアルの
改訂に関する検討委員会（環境省）